刀をお願いします。

▼訪問期間 12月3日倊~16

間が取れないという方はぜひ

駅市政窓口

◆平日の延長

ご利用ください。

◆土・日曜日の開設

をします。土・日曜日しか時 土・日曜日の臨時窓口の開設

課・2階納税課窓口)、三鷹

◇場所 午後5時

市役所(1階保険

市では平日の窓口延長と

河(土・日曜日を含む)

行いますので、ご理解とご協 電話催告については夜間にも よる催告を行います。また、 る訪問・調査の実施と電話に

◇平日=午前8時30分~午後

◇日時 12月7日出、8日旬、

14日出、15日间、午前9時~

♦場所

市役所(1階保険

午前8時30分~午後7時

◇日時 12月3日⊗~16日月

♥訪問時間

館などを行事などで利用する できます。それ以外の方は有 万は2時間までは無料で駐車 第54回-

人権週間

ভূ

ター内の駐車場を効率よく利

市役所などがある市民セン

用していただくための駐車場

日(明日)から稼動します。

育てよう ~身近なことから人権を考えてみませんか~ 一人一人の人権意識 12月4日水~10日火

の事項を強調テーマとして各 種行事が行われます。 ◆男女共同参画社会の実現を ー週間は人権週間として、次 人権デー」を最終日とする 国際連合が定めた12月10日

図ろう ◆高齢者を大切にする心を育 ◆子どもの人権を守ろう

200円 ◆障害のある人の完全参加と

偏見、 平等を実現しよう ◆同和問題を正しく理解し、 ◆アイヌの人々に対する理解

使用料(1 台につき)

郵便局

第二庁舎

福祉 会館

続きなどで利用する方は全時

来なくなるなど、利用がわか るほか、入口で「満・空」表 者以外の駐車場利用を抑制す 示を行い満車の場合、入庫出 との装置は、市の施設利用 車券(利用先で印をもらって 金はかかりません。 いただければ、どなたでも料 ください)を、機械に入れて 際に、入る時に受け取った駐 ただし、12月中は、出庫の

的な利用にご協力ください。 市民センター駐車場の効率

管制機器(ゲート)を12月2 料となります(別表)。

りやすくなります。

市役所・教育センターを手

専用を 専用ゲー

第一体育館

平成15年1月1日からの使用料		
◆公会堂・体育館・福祉会館などの利用者		
駐車場の使用時間	使用料(1台につき	
2 時間以内	無料	
2時間を超えた、30分ごとに	200円	
◆それ以外の利用者		

雑木林

駐車場の使用時間

公会堂

公会堂別館

第二体育館

2時間を超えた、 30分ごとに

※市役所・教育センターなどを利用する方は 従来どおり駐車料金はかかりません。

差別をなくそう

◆エイズ・ハンセン病等に対 をなくそう ◆外国人に対する偏見、 を深めよう

する偏見、差別をなくそう ◆刑を終えて出所した人に対

減免されます

都市計画税が

巾税・国保税の特別整理期間

市の管理職などが未納者宅を訪問

※市の職員は身分証明書を ご確認く 民税、 計画税、軽自動車税、法人市 税(償却資産を含む)・都市 徴収・特別徴収)、固定資産 税目 市民税・都民税 (普通 ◆相談・納付(納入)できる 課・2階納税課窓口) ⇒納税課6万線2421 国民健康保険税

12月3日(火)

~16日(月

保険課金内線2391

別に、土・日曜日を含めて市

市では、12月3日火~16日

税の未納者のお宅へ管理職・

長職の職員が訪問します。 また、この期間は、市税・

◇平日=午前8時3分~午後

ださい。

持っていますので、

◇土・日曜日=午前8時30分

保険課金内線2391

⇒納税課☎内線2421

◆電話催告時間

~午後5時

◇土・日曜日=午前8時30分

~午後5時

電話での催告を実施します

滞納整理などの推進を強化 国保税の特別整理期間として

土・日曜日にも職員によ

臨

時納税相談窓口を開

に登録される資格を有する方

差別 ■固定資産税・

に所定の書面により申請する ある場合、納期限7日前まで す。減免の対象は次のとおり と減免を受けることができま です(事由が生じた後に納期 物納そのほか特別な事情が

限が来るものが対象)。 ①相続税のため物納された

時30分、公会堂別館1階会議

▽12月3日巛~7日出午前8 時30分~午後15時、 委員会事務局(市役所第三庁

選挙人名簿 し覧ください 12月1日現在で選挙人名簿 ただして日は当直室)

格がある方がもれていないか 名簿に記載されているか、資 などをご確認ください。 録します。名前などが正しく を、12月2日に名簿に定時登 続き住民基本台帳に登録され 平成14年9月1日以前に住民 ~12月2日に生まれた方で、 される方=昭和57年9月3日 届出をし、12月1日現在引き ①20歳になって初めて登録

に新たに在外選挙人名簿に登 録された方の名簿の縦覧も行 なお、今年の9月3日以降 ②他市区から転入して登録

◆性的指向を理由とする差別 権に配慮しよう する偏見をなくそう ◆インターネットを悪用した ◆犯罪被害者とその家族の人 八権侵害は止めよう

をなくそう ◆環境保護の理解を深めよう

◆相談 12月4日が午後5時

応じます。

心配ごとに人権擁護委員が

※車での来場はご遠慮くだ

別です。 納期内の納付をお願

します。

第5期の納期限は、12月2日

▽①12月6日魵午後1時~4

▼くわしくは武蔵野税務署個

人課税第

1部門指導担当

☎

方、納付の確認ができない方、

納税通知書が見当たらない

1311内線46へ。

(受付は3時まで)、市役

~午後8時、☎3-3871

-021-2° **23**-3876

-5373で。 時間は5分程

主催。弁護士による夜間電話

関東京都人権啓発センター

ホットライン

法律相談です。秘密厳守。

市・東京都人権擁護委員連合 ■トークショーと 映画の集い 東京都・東京法務局・多摩

▽12月9日別午後1時30分~

■人権・身の上特設相談

1-02124.

⇒同センター☎33-387

市民相談室 (市役所2階) で。

①②とも当日、直接会場へ。

⇒市民相談室☎内線213

東京土地家屋調査士会・東

では、毎月1回相談会を開催 京司法書士会の両武蔵野支部

>12月11日冰午後1時30分~

しています。

第3水曜日午後1時~3時、 所1階市民ホールで。

②毎月

不動産登記などの

など)をご希望の方は、保険

納税に関する相談(分割納付

課国保納税係☎内線2391

、ご連絡ください。

無料相談

固定資産、②震災、風水害、 日常生活での人権上の問題

室で。

火災などにより被害を受けた 償で借り受けまたは譲渡を受 けた固定資産など。 なお、減免事由が消滅した 直ちに申告してくだ ③国や市などが無

武蔵野税務署地下会議室(吉

④は不動産所得が中心です。 祥寺本町3―27―1)で。①

▽東京土地家屋調査士会武

直接会場へ。

午、④午後1時30分~3時、

ル10階スカイルーム1 (武蔵 3時30分、武蔵野スイングビ

②預金通帳の届出印、③預金

機関、郵便局へ①納税通知書、

保険課(市役所1階⑨番窓

口座振替のお申し込みは、

口)、各市政窓口、指定金融

座振替をご利用ください。

◆納税には、安心・便利な口

通帳をお持ちください。

保険課金内線2391

境駅北口)で。

▽12月9日月③午前10時~正

⇒資産税課費内線2363

青色決算および

▽12月6日鐵①午前10時~11 時30分、②午後1時30分~3 消費税等説明会

◆今回新たに登録される方 選挙管理 される方=昭和5年12月2日 ている方。 続き住民基本台帳に登録され 年6月2日~9月1日に転入 以前に生まれた方で、平成14 届出をし、12月1日現在引き

してください。

挙時登録があります。 12月) 登録する定時登録と選 毎年4回(3月、6月、9月) 筝の行われる時に登録する選 ⇒選挙管理委員会事務局☎ ※選挙人名簿の登録には、

額です。

国民年金保険料は 所得控除の対象です

ら控除されます。年末調整や 確定申告の際、忘れずに申告 除の対象となり、所得金額か 金の保険料は、扶養家族の分 も含めて全額が社会保険料控 平成14年中に納めた国民年 額または半額が免除される制 料の納付が困難なとき、申請 ◆申請手続 市民課年金窓口 皮があります。 して承認されると保険料の全 経済的な理由などから保険

収証書または口座振替済通知 加込みの方は1万3千⑩円) を掛けた額、または前納した のた月数に1万3千30円(付 納めた保険料の金額は、 納付についての確認は、領 納 添えて申請書を提出してくだ 発行の平成14年度課税(所得) ◆必要書類
①年金手帳また (市役所1階)へ必要書類を で住民登録していた区市町村 **鳫市に転入した方は、それま** ②経済的理由で申請する方 平成14年1月2日以降に三 保険料納付案内書

> 得)証明書は不要ですが、前登録されていた方は課税(所 年の所得について申告してあ ることが必要です。

一納付に困った時は

ご利用ください

免除制度を

受給資格者証、離職票、被害 する方=①のほかに雇用保険 業や災害を受けたために申請 額のわかる書類など。 ③今年度または前年度に失

◆免除対象期間 申請した月 前月から平成15年6月分ま

で(申請は年度ごとに必要で ますが、経過期間に応じ一定 10年の範囲内で後払いができ ◆追納

免除期間の保険料は 3分の2に換算された金額 免除は3分の1、半額免除は ◆免除期間の受給金額

全額

6内線2394へ。 くわしくは市民課年金担当 率の加算があります。

書をご覧いただくか、武蔵野

証明書(控除金額記載有)な

前年の所得のわかる書類。

※1月1日に三鷹市に住民

社会保険事務所☎56─141

1へお問い合わせください。

東京都総務局人権部63

題啓発映画、胡弓演奏など。

直接会場へ。

4時20分、パルテノン多摩

(多摩市) で。人権・同和問

京司法書士会武蔵野支部255

蔵野支部**名**31-2300・東

総合オンブズマン相談室

-150000-015000

市政のことで、あなた自身

の利害に関わる苦情がありま したらお気軽にご相談くださ

市役所2階 吞 内線2215・FAX48 —2810	
相 談 日	担当総合オンブズマン
12月5日(木)	池田理知子さん
12月12日(木)	山﨑 源三さん
12月19日(木)	池田理知子さん
12月26日(木)	山﨑 源三さん

※時間は午後1時30分~4時30分。 ▶予約制です。事前にご連絡ください。

585

■今月は国民健康保険税 第5期の納期です

平成14年度国民健康保険税